

広島県訓令第二号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三健康福祉局の部健康対策課の項課長専決事項の欄第六号及び第七号を次のように改める。

六 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定

七 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）附則第二十九条ただし書の規定によりなお従前の例により行われる同法第四十二条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による未熟児に対する養育医療の給付に要する費用の支弁及び負担

別表第三健康福祉局の部健康対策課の項課長専決事項の欄中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第七十三条第一項の規定による診療内容及び自立支援医療費等の請求の審査並びに自立支援医療費等の額の決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。）

九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十五号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる障害者総合支援法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（障害者総合支援法施行令第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。）

(一) 第五十八条第一項の規定による自立支援医療費の支給

(二) 第五十八条第五項の規定による費用の支払

別表第三健康福祉局の部障害者支援課の項課長専決事項の欄第二号中「障害者自立支援法に」を「障害者総合支援法に」に改め、同号(一)中「障害者自立支援法施行令第一条第三号」を「障害者総合支援法施行令第一条の二第三号」に改め、同号(三)中「障害者自立支援法施行令第一条第一号」を「障害者総合支援法施行令第一条の二第一号」に改め、同表農林水産局の部園芸産地推進課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

二 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十九条第二項の規定による事故肥料の譲渡の許可

別表第三農林水産局の部農業販売戦略課の項を次のように改める。

<p>課進推売販</p>	<p>一 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十四条第一項の規定による業務規程の変更の承認</p>
--------------	---

別表第三農林水産局の部林業課の項、森林保全課の項及び水産課の項を削り、農業基盤課の項の前に次のように加える。

<p>課産水</p>	<p>一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第五条第二項の規定による代表者の指定（漁業権の設定、分割又は変更の免許に係る申請、漁業権の共有請求又は移転の許可に係る申請、定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可に係る申請、休業中の漁業許可に係る申請、入漁権の設定等の登録に係る申請、試験研究等のための水産動植物採捕の許可に係る申請及び県内に住所を有しない者の漁業の許可又は起業の認可に係る申請の場合に限る。） (二) 第八条第六項及び第七項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則（同条第三項の規定による内水面に係るものに限る。）の制定、変更及び廃止の認可 (三) 第十条の規定による漁業権の免許 (四) 第十一条の規定による免許の内容及び事前決定 (五) 第十四条第四項の規定による漁業権の共有請求の認可 (六) 第二十一条第二項の規定による漁業権の存続期間の短縮 (七) 第二十二条の規定による漁業権の分割又は変更の免許 (八) 第二十四条第二項の規定による抵当権の設定の認可 (九) 第二十六条第一項の規定による漁業権の移転の認可 (十) 第三十四条の規定による漁業権の制限等 (十一) 第五十条第一項の規定による漁業権等の登録 (十二) 第六十六条第一項の規定による中型まき網漁業等の許可（県内に住所を有しない者に係るものに限る。） (十三) 第二百二十九条の規定による遊漁規則の制定及び変更の認可</p>
------------	--

課全保林森	課業林	
<p>一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二の規定による民有林の開發行為の許可（許可に係る面積が十平方メートル未満のものに限る。）</p> <p>二 広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第十四条第二項、第三十一条第三項又は第三十四条第</p>		
<p>一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第四条の規定による保険契約の承諾</p> <p>（二）第六条の規定による保険契約の継続の承諾</p> <p>（三）第十一条の規定による危険増加による保険契約の解除</p> <p>二 県営林立木処分について知事の決裁を経たものの予定価格の決定</p> <p>三 森林法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第十条の二の規定による民有林の開發行為の変更許可</p> <p>（二）第二十五条の二の規定による保安林の指定</p> <p>（三）第二十六条の二の規定による保安林の指定の解除</p> <p>（四）第三十三条の二の規定による指定施業要件</p>	<p>一 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第三条第一項の規定による育種母樹等の指定</p> <p>（二）第九条第一項及び第二項の規定による育種母樹等の指定の解除</p>	<p>二 広島県漁業調整規則（昭和四十一年広島県規則第五十四号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による定数漁業の許可申請期間の決定</p> <p>（二）第九条第三項の規定による期間の決定</p> <p>（一）及び（二）に定めるもののほか、県内に住所を有しない者に係る第二章の規定に基づく知事の権限</p> <p>（四）第三章の規定（第五十五条を除く。）による許可、届出の受付その他の処分</p> <p>三 広島県内水面漁業調整規則（昭和四十年広島県規則第一号）第二章及び第三章の規定による知事の権限</p> <p>四 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条第一項及び第三項の規定による小型漁船の総トン数の測度（主たる根拠地が北部農林水産事務所所管区域に係るものに限る。）</p> <p>五 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第二十条の規定による遊漁船業団体の指定</p> <p>（二）第二十二条の規定による改善命令</p> <p>（三）第二十三条の規定による遊漁船業団体の指定の取消し</p>

	<p>二項の規定による氏名等の公表</p> <p>(二) 第十六条の規定による土砂埋立行為の許可（土砂埋立区域の面積が十平方メートル未満のものに限る。）及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定</p> <p>(三) 第三十三条第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定及び第三十五条の規定による土砂搬入禁止区域の指定の解除</p> <p>(四) 第四十二条第二項の規定による公示</p>
	<p>の変更</p> <p>四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十一条第一項の規定による設計及び実施計画の承認（森林の保全に係るものに限る。）</p> <p>五 広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十条第一項の規定による土砂埋立行為の変更の許可及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定</p> <p>(二) 第三十条第一項の規定による土砂埋立行為の全部の譲受けの許可及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定</p>

別表第三土木局の部住宅課の項局長専決事項の欄中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

別表第六西部厚生環境事務所長の項第一号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同表西部保健所長及び東部保健所長の項第七号中「障害者自立支援法第十条第一項」を「障害者総合支援法第十条第一項」に、「障害者自立支援法施行令第一条第三号」を「障害者総合支援法施行令第一条の二第三号」に改め、同項第十五号中「第八号(四)から(五)まで、第九号(十)並びに第十二号(四)」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（西部保健所長にあつては呉市に係るもの、東部保健所長にあつては福山市に係るものに限る。）

- (一) 第七十六条の六第一項の規定による検査者の指定及び検査命令
- (二) 第七十六条の六第二項の規定による製造等の一時中止命令
- (三) 第七十六条の七第一項の規定による廃棄等措置命令
- (四) 第七十六条の七第二項の規定による廃棄等
- (五) 第七十六条の八第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問

別表第六西部保健所長の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表総合精神保健福祉センター所長の項第三号中「障害者自立支援法に」を「障害者総合支援法に」に、「障害者自立支援法施行令第一条第三号」を「障害者総合支援法施行令第一条

の二第三号」に改め、同項第四号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。